

別紙

諮問第1557号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定に係る公文書のうち、別表に掲げる部分については非開示が妥当であるが、その他の部分については開示すべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「固定資産税及び都市計画税の納付について、○年以上前から口座振替処理の手続をしていたが、○年以上前の口座振替による納付の事実が確認できない旨の連絡があった。口座振替により納付がされなかった場合に、東京都が都税債権の回収について、具体的にどのような手続きをするのか、都の内部組織における指示書、通達、処理、処分手続きなどの文書。督促手続きを含め、最終的には財産差押さえ、めぼしい財産がないなどの場合における債権放棄処分（停止）などの手続までを含む。また、同上の督促・処分等をした書類の保管場所、保管期間、管理部署などを定めた文書。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年1月7日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、本諮問に係る文書として「納税班における事務処理の指針」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条6号に該当するとして本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年5月28日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年7月13日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年9月30日

(第230回第一部会) から令和5年2月27日(第235回第一部会) まで、6回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件非開示決定について

実施機関の説明によると、本件対象公文書は、徴収事務における判断基準や取扱いを定めたものを含む文書である。

本件対象公文書を公にした場合に明らかになる情報は、滞納事案の発生から徴税吏員が担当するまでの流れ、滞納状況に応じた事務担当者の設定、催告書等の種類やその対象者の範囲、事案の進行管理の手法、財産や生計状況の調査の種類、納税交渉時の留意点、各々の事務処理のスケジュール間隔等の情報であり、当該情報と他の情報とを組み合わせることにより、滞納整理の具体的手法が明らかになるおそれがあるとのことである。

実施機関は、滞納整理の具体的手法が明らかになることにより、実施機関が行う適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例7条6号に該当するとして、本件非開示決定を行った。

### イ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件非開示決定の決定通知書においては、条例7条6号イからへのいずれに該当するか明確に表示していない、根拠規定が適切に記載されておらず条例13条1項に反し瑕疵のある行政処分である旨主張する。

これに対し、実施機関は、弁明書及び理由説明書において、本件対象公文書は、徴収事務の主要な事項やそれに伴う対応方法を示した指針で、滞納となっている期間に応じた各場面での事務の進め方や、実務を行う際の注意点、判断の基準等が記載されており、公にすることにより、悪意ある滞納者が、税務当局の方針や着眼点を予測し、自らの滞納処分への対策のために財産の隠蔽や財産の処分などの不正な行為を行うお

それがあると説明する。

また、本件非開示決定の通知書には、非開示理由として「都の機関が行う徴収事務における判断基準や取扱いを定めたものであり、公にすることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすため。」と記載しており、これが条例7条6号イの「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当することは本件の事案に照らして明らかであり、同号イに該当するという趣旨であることは、その記載から十分読み取ることができると主張する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書には、実施機関が説明するとおり、滞納事案の発生から徴税吏員が担当するまでの流れ、滞納状況に応じた事務担当者の設定、催告書等の種類やその対象者の範囲、事案の進行管理の手法、財産や生計状況の調査の種類、納税交渉時の留意点、各々の事務処理のスケジュール間隔等の情報が記載されていることが確認された。

また、審査会が事務局をして実施機関に改めて確認させたところ、本件対象公文書に記載されている各情報のうち、別表に掲げる本件非開示情報1から17までについては、滞納整理の具体的手法が記載されており、公にすることにより、実施機関が行う徴収事務における判断基準や取扱いが明らかになり、事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについて情報ごとの説明があった。

実施機関の説明内容は、以下の（ア）から（タ）までのとおりである。

（ア）本件非開示情報1について

本件非開示情報1には、主税局徴収部納税推進課（以下「納税推進課」という。）から都税事務所に引き継がれる事案の条件が記載されており、開示されると、納税推進課では、滞納処分を行わないことから、納税推進課所管の滞納者は、都税事務所に引き継がれるまでの間に資金の移動や財産の処分等の滞納処分を不当に免れるための対策を講ずるおそれがある。

（イ）本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、徴収機関の税務調査先であり、開示することで、調査先である第三者との信頼関係が損なわれ、今後の調査への協力が得られなくなるなど、

徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

本件非開示情報 3 には、納税推進課で所管している期間が記載されている。納税推進課では、滞納処分を行わないことから、納税推進課所管の滞納者は、都税事務所に引き継がれるまでの間に資金の移動や財産の処分等の滞納処分を不当に免れるための対策を講ずるおそれがある。

(エ) 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 には、納税推進課の担当コード番号が記載されている。担当コードは、保有個人情報開示請求で知ることができる情報であり、滞納者が保有個人情報開示請求によって、納税推進課コードに該当することを知った場合、そのコードに該当する期間中は滞納処分されないことから、滞納処分を不当に免れるための対策を講ずるおそれがある。

(オ) 本件非開示情報 5 について

本件非開示情報 5 には、一定の税額を基準として、催告書納期限内に当該催告書等付属の納付書で納付した場合に限定した取扱いが記載されており、これが明らかになると、他の納付方法による納税意欲の減退を招くおそれがある。

(カ) 本件非開示情報 6 について

本件非開示情報 6 に記載の督促の発付時期や滞納票出票の時期を開示すると、滞納処分されない期間を予測することができ、その期間に資金の移動や財産の処分等の滞納処分を不当に逃れるための対策を講ずるおそれがある。

(キ) 本件非開示情報 7 について

本件非開示情報 7 に記載の返戻調査の具体的な手法を開示すると、滞納者が調査対象に意図的に情報を隠すなどして、滞納者の正確な情報の把握が困難となるおそれがある。

(ク) 本件非開示情報8について

本件非開示情報8に記載の情報は、臨戸における都独自の調査方法やノウハウである。これを開示することにより、臨戸を行う際の着眼点が明らかとなり、滞納者が意図的に着眼点に該当する情報や財産を隠すおそれがある。

(ケ) 本件非開示情報9について

本件非開示情報9を開示すると、税務署に対して行っている財産調査の内容が明らかとなる。これにより、滞納者が意図的に決算報告書に記載のある資金を移動するおそれがある。

(コ) 本件非開示情報10について

本件非開示情報10には、どのような情報から更なる財産調査を行うのか、具体的な財産調査の手法が記載されており、これを開示すると滞納者が財産調査や滞納処分から逃れることを目的として意図的に情報や財産を隠すおそれがある。

(サ) 本件非開示情報11について

本件非開示情報11を開示すると、財産調査を行う事例が明らかとなる。これにより、滞納者が滞納処分から逃れることを目的として、滞納後に意図的に対策を講ずるおそれがある。

(シ) 本件非開示情報12について

本件非開示情報12には、事実上の猶予に基づく分納を認める場合の原則が記載されている。これを開示することにより、実情は分納を履行できない、又は履行する意思がないにもかかわらず、滞納者が実施機関側に分納を認めさせ、滞納処分を不当に免れるための対策を講ずるおそれがある。

(ス) 本件非開示情報13について

本件非開示情報13には、特例的に滞納処分の執行停止を行うことができる具体的な条件が記載されている。これを開示することにより、滞納者が資金の移動や財産の処分等の滞納処分を不当に免れるための対策を講ずるおそれがある。

(セ) 本件非開示情報14について

本件非開示情報14に記載の、納税推進課が担当する事案の条件が開示されると、その条件に該当する事案は都税事務所に引き継がれず、その間は滞納処分されないことが明らかとなり、滞納者が資金の移動や財産の処分等の滞納処分を不当に免れるための対策を講ずるおそれがある。

(ソ) 本件非開示情報15及び16について

本件非開示情報15及び16に記載の内容から、一定期間納税推進課で管轄される事案であることが明らかとなり、納税推進課では、滞納処分を行わないことから、滞納処分がされない間に、滞納者による資金の移動や財産の処分等のおそれがある。

(タ) 本件非開示情報17について

本件非開示情報17には、クレジット照会を行う際の具体的な照会内容が記載されており、これが開示されるとクレジットカード決済において、どの債権債務関係について、財産調査や滞納処分が行われるかが明らかとなるおそれがある。

これらの説明を踏まえ、審査会が検討するに、本件非開示情報1から17までについては、公にすることにより、実施機関の徴収事務の手法等が明らかになり、一部の滞納者やその関係者が財産の移動や隠匿、処分を行う等の滞納処分を不当に免れるための対策を講ずるなどにより、都税の徴収に係る事務に関し、実施機関による正確な事実の把握を困難にするおそれや、違法又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できる。したがって、当該情報を公にすることにより、実施機関が行う事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件非開示情報1から17までは条例7条6号に該当すると認められる。

しかしながら、本件非開示情報1から17まで以外の部分については、既に公になっている情報や、実施機関が説明する適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある具体的な処理方法が記載されているとは認められない情報、又は、他の開示決定において既に開示されている部分から容易に推測される情報であることから、条例7条6号

に該当するとは認められず、開示すべきである。

なお、前述の、審査請求人による、非開示理由が条例7条6号イからへのいずれに該当するかの明確な表示がなく瑕疵のある行政処分であるとの主張については、本件非開示決定通知書に、非開示理由として「都の機関が行う徴収事務における判断基準や取扱いを定めたものであり、公にすることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすため。」と記載されており、同号イに該当することは明らかであることから、瑕疵があるとは認められない。

以上のことから、本件対象公文書のうち、別表に掲げる部分については非開示が妥当であるが、その他の部分については開示すべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子

別表 非開示妥当の部分

本件非開示情報			
番号	対象情報	該当頁	該当箇所
1	都税事務所に引き継がれる 事案の条件	1頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14行目 4文字目から 8文字目まで</li> <li>・ 15行目 4文字目から 7文字目まで</li> <li>・ 23行目 4文字目から26文字目まで</li> <li>・ 24行目 4文字目から31文字目まで</li> </ul>
		7頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8行目から 9行目まで</li> </ul>
		8頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10行目から11行目まで</li> </ul>
		9頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8行目 5文字目から 9文字目まで、12文字目から15文字目まで</li> <li>・ 下段網掛枠内の 1行目13文字目から17文字目まで、20文字目から23文字目まで</li> </ul>
		13頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5行目14文字目から27文字目まで</li> <li>・ 6行目 4文字目から 8文字目まで</li> <li>・ 7行目</li> <li>・ 8行目 1文字目から 7文字目まで</li> <li>・ 10行目 4文字目から 7文字目まで</li> <li>・ 11行目 1文字目から12行目まで</li> <li>・ 13行目 1文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 34行目 4文字目から 8文字目まで</li> <li>・ 35行目 4文字目から 7文字目まで</li> </ul>
		15頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8行目 4文字目から26文字目まで</li> <li>・ 9行目 4文字目から31文字目まで</li> </ul>
		16頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6行目34文字目から 7行目 5文字目まで</li> </ul>
		22頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10行目29文字目から12行目 5文字目まで</li> </ul>
		26頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12行目から20行目まで、22行目から26行目まで。30行目から31行目まで。ただし、項目につける記号を除く</li> </ul>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 32行目 6 文字目から33行目12文字目まで</li> </ul>
		28頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 28行目から32行目まで、37行目。ただし、項目に付ける記号を除く</li> </ul>
		29頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 行目から 9 行目まで。ただし、項目に付ける記号を除く</li> <li>・ 12行目 6 文字目から14行目 4 文字目まで</li> <li>・ 21行目16文字目から41文字目まで</li> <li>・ 22行目12文字目から42文字目まで</li> <li>・ 23行目12文字目から42文字目まで</li> <li>・ 24行目16文字目から29文字目まで</li> <li>・ 27行目から30行目まで、35行目、37行目から40行目まで。ただし、項目に付ける記号を除く</li> <li>・ 31行目 4 文字目から34行目13文字目まで</li> </ul>
		30頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目から10行目まで、13行目から15行目まで。ただし、項目に付ける記号を除く</li> <li>・ 11行目 6 文字目から12行目11文字目まで</li> <li>・ 16行目 4 文字目から17行目まで</li> </ul>
		32頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 38行目 3 文字目から40行目まで</li> </ul>
		33頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12行目 5 文字目から13行目まで</li> <li>・ 14行目 2 文字目から15行目まで</li> </ul>
		35頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 行目 1 文字目から22文字目まで</li> </ul>
		36頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表中 3 列12行目のセル 4 行目 1 文字目から13文字目まで</li> <li>・ 表中 3 列13行目のセル 2 行目。ただし、項目に付ける記号を除く</li> <li>・ 表中 3 列16行目のセル 5 行目</li> </ul>
		37頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税班の事務処理フロー図左 1 列目項目中、15行目から16行目まで</li> <li>・ 同図左 2 列目項目中、 9 行目12文字目から10</li> </ul>

			<p>行目まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同図左 3 列目項目中、21行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 同図左 4 列目項目中、7 行目から 8 行目 5 文字目まで</li> </ul>
2	徴収機関の税務調査先	2 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 行目 4 文字目から12文字目まで</li> <li>・ 9 行目 5 文字目から10文字目まで</li> </ul>
		20頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目 4 文字目から12文字目まで</li> <li>・ 2 行目 1 文字目から 5 文字目、23文字目から39文字目まで</li> <li>・ 4 行目 1 文字目から 5 文字目まで、15文字目から35文字目まで</li> <li>・ 5 行目 8 文字目から 9 文字目まで</li> <li>・ 10行目 5 文字目から11行目17文字目まで、22文字目から24文字目まで</li> </ul>
		別冊 4 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 行目、3 行目。ただし、項目に付ける記号を除く</li> </ul>
3	納税推進課で所管している期間	3頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 行目、10行目の各 4 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 12行目から17行目の各11文字目から13文字目まで</li> <li>・ 19行目から22行目の各11文字目から13文字目まで</li> </ul>
		7 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15行目 5 文字目から 9 文字目まで</li> </ul>
		8 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15行目 5 文字目から 9 文字目まで</li> </ul>
		11頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 行目 1 文字目から 6 文字目まで</li> <li>・ 23行目 3 文字目から 8 文字目まで</li> </ul>
		12頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 行目 7 文字目から11文字目まで</li> </ul>
		29頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 36行目18文字目から20文字目まで</li> </ul>

		30頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18行目 4文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 19行目 30文字目から 34文字目まで</li> <li>・ 36行目 4文字目から 6文字目まで</li> <li>・ 37行目 10文字目から 14文字目まで</li> </ul>
		31頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5行目、9行目、14行目、19行目、23行目、37行目の各11文字目から13文字目まで</li> <li>・ 7行目、12行目、17行目、21行目の各1文字目から5文字目まで</li> <li>・ 24行目 16文字目から 21文字目まで</li> <li>・ 39行目 23文字目から 28文字目まで</li> </ul>
		32頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2行目、8行目、12行目、24行目の各11文字目から13文字目まで</li> <li>・ 6行目 1文字目から 5文字目まで</li> <li>・ 10行目 8文字目から 13文字目まで</li> <li>・ 13行目 16文字目から 21文字目まで</li> <li>・ 26行目 23文字目から 28文字目まで</li> </ul>
		33頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19行目 7文字目から 9文字目まで、15文字目から17文字目まで</li> <li>・ 21行目 8文字目から10文字目まで、37文字目から39文字目まで</li> <li>・ 22行目 22文字目から 24文字目まで</li> <li>・ 23行目 7文字目から 9文字目まで、37文字目から39文字目まで</li> <li>・ 26行目 8文字目から10文字目まで</li> <li>・ 27行目 10文字目から12文字目まで</li> <li>・ 33行目 8文字目から10文字目まで</li> <li>・ 34行目 11文字目から13文字目まで</li> <li>・ 37行目 8文字目から10文字目まで</li> </ul>
		36頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表中 3列 8行目のセル 2行目 2文字目から 6</li> </ul>

			<p>文字目まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表中4列2行目のセルから同列11行目のセルまで</li> </ul>
		37頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税班の事務処理フロー図左1列目項目中、4行目8文字目から12文字目まで</li> <li>・同図左2列目項目中、2行目8文字目から11文字目まで</li> </ul>
4	担当コード番号	3頁	<p>12行目から17行目、19行目から22行目、及び、24行目から28行目の各4文字目から9文字目まで</p>
		22頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枠の右上罫線内4行目30文字目から5行目4文字目まで</li> <li>・枠の右下罫線内5行目30文字目から6行目4文字目まで</li> </ul>
		31頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5行目、9行目、14行目、19行目、23行目、37行目の各4文字目から9文字目まで</li> </ul>
		32頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2行目、8行目、12行目、24行目、33行目、36行目の各4文字目から9文字目まで</li> </ul>
		33頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行目、5行目、8行目の各4文字目から9文字目まで</li> <li>・21行目1文字目から6文字目まで、30文字目から35文字目まで</li> <li>・22行目15文字目から20文字目まで、44文字目から23行目5文字目まで、</li> <li>・23行目30文字目から35文字目まで</li> <li>・26行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・27行目3文字目から8文字目まで</li> <li>・33行目1文字目から6文字目まで</li> <li>・34行目4文字目から9文字目まで</li> </ul>

			・ 37行目 1 文字目から 6 文字目まで
		35頁	・ 15行目 2 文字目から 9 文字目まで
		36頁	・ 表中 2 列 2 行目のセルから同列16行目のセルまで ・ 表中 8 列 6 行目のセル 3 行目 3 文字目から 8 文字目まで
5	当該催告書等付属の納付書で納付した場合に限定した取扱い	10頁	・ 11行目 4 文字目から12文字目まで ・ 12行目 4 文字目から15行目まで
6	督促の発付時期や滞納票出票の時期	10頁	・ 21行目12文字目から22行目 1 文字目まで
		37頁	・ 納税班の事務処理フロー図左 1 列目項目中、3 行目12文字目から16文字目まで
7	返戻調査の具体的な手法	16頁	・ 25行目14文字目から26行目まで
		17頁	・ 7 行目15文字目から 8 行目まで
8	都独自の調査方法やノウハウ	18頁	・ 9 行目 1 文字目から10行目 5 文字目まで ・ 11行目 3 文字目から14行目 5 文字目まで ・ 18行目12文字目から19行目 7 文字目まで ・ 右上表中の右列の 5 行目から 6 行目まで、8 行目から 9 行目まで
9	税務署での閲覧謄写	19頁	・ 23行目 1 文字目から 6 文字目まで、12文字目から17文字目まで、26文字目から37文字目まで
1 0	財産調査の手法	20頁	・ 8 行目 1 文字目から32文字目まで ・ 13行目 1 文字目から12文字目まで ・ 16行目 5 文字目から28文字目まで
1 1	財産調査を行う事例	20頁	・ 18行目 5 文字目から19行目 3 文字目まで
1 2	分納を認める場合の原則	22頁	・ 3 行目21文字目から 4 行目 2 文字目まで
		37頁	・ 納税班の事務処理フロー図左 3 列目項目中、15行目 4 文字目から11文字目まで
1 3	滞納処分の執行停止を行う	25頁	・ 19行目から21行目まで

	ことができる具体的な条件		
14	納税推進課が担当する事案の条件	13頁	・ 36行目12文字目から14文字目まで
		28頁	・ 3行目19文字目から4行目3文字目まで ・ 7行目8文字目から9行目5文字目まで ・ 17行目15文字目から18行目32文字目まで ・ 22行目1文字目から13文字目まで
15	都税事務所に引き継がれずに一定期間納税推進課で管轄される事案	30頁	・ 21行目10文字目から29文字目まで ・ 22行目から23行目まで、25行目から32行目まで。ただし、項目に付ける記号を除く ・ 24行目14文字目から39文字目まで ・ 34行目6文字目から24文字目まで
		31頁	・ 10行目1文字目から15文字目まで ・ 15行目1文字目から18文字目まで ・ 17行目13文字目から17文字目まで ・ 26行目から27行目まで、29行目から34行目まで。ただし、項目に付ける記号を除く ・ 28行目14文字目から39文字目まで ・ 35行目6文字目から24文字目まで ・ 38行目9文字目から31文字目まで、34文字目から39行目12文字目まで
		32頁	・ 15行目から18行目まで、20行目から21行目まで。ただし、項目に付ける記号を除く ・ 19行目2文字目から33文字目まで ・ 22行目6文字目から24文字目まで ・ 25行目9文字目から31文字目まで、34文字目から26行目12文字目まで
		33頁	・ 26行目23文字目から43文字目まで ・ 27行目17文字目から28行目10文字目まで、13文字目から29行目40文字目まで

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30行目 9文字目から31行目まで</li> <li>・ 33行目23文字目から43文字目まで</li> <li>・ 34行目26文字目から35行目 1文字目、 4文字目から21文字目まで</li> </ul>
		36頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表中 3列 3行目のセル 1行目 2文字目から16文字目まで</li> <li>・ 表中 3列 4行目のセル 1行目 2文字目から18文字目まで</li> <li>・ 表中 3列 6行目のセル 1行目から 2行目まで、 4行目から 7行目まで。ただし、項目に付ける記号を除く</li> <li>・ 表中 3列 6行目のセル 3行目14文字目から39文字目まで</li> <li>・ 表中 3列 6行目のセル 8行目 6文字目から25文字目まで</li> <li>・ 表中 3列 7行目のセル 1行目。ただし、項目に付ける記号を除く</li> <li>・ 表中 3列10行目のセル 1行目から 6行目まで。ただし、項目に付ける記号を除く。</li> <li>・ 表中 3列10行目のセル 7行目 6文字目から25文字目まで</li> <li>・ 表中 3列11行目のセル 1行目。ただし、項目に付ける記号を除く</li> <li>・ 表中 3列12行目のセル 3行目。ただし、項目に付ける記号を除く</li> <li>・ 表中 3列16行目のセル 4行目。ただし、項目に付ける記号を除く</li> </ul>
		37頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税班の事務処理フロー図左 2列目項目中、 6行目 2文字目から 7行目 4文字目まで</li> </ul>

1 6	都税事務所に引き継がれず に一定期間納税推進課で管 轄される事案	32頁	・ 35行目 7 文字目から23文字目まで
		33頁	・ 10行目38文字目から11行目10文字目まで
1 7	クレジット照会を行う際の 具体的な照会内容	20頁	・ 19行目 4 文字目から35文字目まで
		別冊 4 頁	・ 表の右 2 列目 5 行目セル 1 行目13文字目から 17文字目まで